

令和元年文部科学省令第六号

大学等における修学の支援に関する法律施行規則

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）及び大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）の規定に基づき、並びにこの法律を実施するため、大学等における修学の支援に関する法律施行規則を次のように定める。

（短期大学及び高等専門学校）の専攻科

第一条 大学等における修学の支援に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項の文部科学省令で定める短期大学の専攻科及び高等専門学校等の専攻科は、学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条第一項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科（以下「認定専攻科」という。）とする。

（大学等の確認要件）

第二条 法第七条第二項第一号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものであることとする。

- 一 大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除き、短期大学の認定専攻科を含む）、高等専門学校（第四学年、第五学年及び認定専攻科に限る。）及び専門学校（専門課程を置く専修学校をいい、専門課程に限る。以下同じ。）（以下「大学等」という。）の学部等（学部、学科又はこれらに準ずるもの（法第三条に規定する大学等における修学の支援の対象者が在学できないことが明らかにされているものを除く。）をいう。第四条第一項において同じ。）ごとに、実務の経験を有する教員が担当する授業科目その他の実践的な教育が行われる授業科目（実践的な教育が行われる旨が第三号イに規定する授業計画書に記載されているものに限り）の単位数又は授業時数が別表第一に定める基準数以上であること。
- 二 大学等の設置者（国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次条第一号及び第四条第二項において同じ。）、独立行政法人国立高等専門学校機構、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。次条第一号において同じ。）及び学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第三項に規定する法人をいう。次条第二号イ及びロにおいて同じ。）（第四号ロ及び第四条第三項において「大学等」の設置及び運営を主たる目的とする法人」という。）の役員（監事を除く。）のうちに、その任命又は選任の際現に当該大学等の設置者の役員又は職員でない者（第三項において「学外者」という。）が二人以上含まれること。
- 三 大学等において、客観性及び厳格性が確保された学修の成果に係る評価（イにおいて「成績評価」という。）の適正な管理に関する事項として次に掲げる事項を実施すること。
- イ 毎年度、授業計画書（授業科目、授業の方法及び内容、年間の授業の計画、成績評価の方法及び基準その他の授業の実施に関する事項を記載したもの）を公表すること。
- ロ 大学等が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位の授与又は履修の認定を行うこと。
- ハ 学生等の履修科目に係る成績の平均を数値で表す客観的な指標又はこれに準ずるもの（以下「GPA等」という。）及びその算出方法の設定、公表及び適切な運用を行うとともに、別表第二備考第二号に規定する学部等ごとにGPA等の分布状況を把握すること。
- ニ 卒業又は全課程の修了の認定に関する方針を公表するとともに、当該方針を踏まえ卒業又は全課程の修了の認定を行うこと。
- 次に掲げるものを公表すること。
- イ 大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。）が関係法令の規定に基づき作成すべき財務諸表等（当該関係法令の規定に基づき財務諸表等の作成を要しないときは、貸借対照表及び収支計算書又はこれらに準ずる書類）
- ロ 大学等の設置者（大学等の設置及び運営を主たる目的とする法人に限る。）の役員（監事を除く。）の氏名が記載された名簿
- ハ 学校教育法第百九条第一項（同法第百二十三条において準用する場合を含む。）に規定する点検及び評価の結果
- ニ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百七十二條の二第一項各号（同令第百七十九条において準用する場合を含む。）に掲げる情報（専門学校にあっては、同令第百八十九条において準用する同令第六十七條の規定による評価の結果及び様式第二号の一から様式第二号の四までの申請書に記載すべき情報）
- 2 前項第一号の実務の経験は、その者の担当する授業科目に関連する実務の経験でなければならない。
- 3 学外者である役員が再任される場合において、その最初の任命又は選任の際現に大学等の設置者の役員又は職員でなかったときの第一項第二号の規定の適用については、その再任の際現に当該大学等の設置者の役員又は職員でない者とみなす。
- 4 第一項第四号に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

第三条 法第七条第二項第二号の文部科学省令で定める基準は、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

- 一 大学等の設置者が国（国立大学法人及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）を含む。）又は地方公共団体（公立大学法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。）を含む。）であること。
- 二 次のいずれにも該当するものでないこと。
- イ 大学等の設置者の直前三年のいずれの事業年度の収支計算書又はこれに準ずる書類においても、学校法人会計基準（昭和四十六年文部省令第十八号）第二十条第二項に規定する当該会計年度の経常収支差額（学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの）が零を下回ること。
- ロ 大学等の設置者の直前の事業年度の貸借対照表又はこれに準ずる書類において（一）に掲げる資産の合計額から（二）に掲げる負債の合計額を控除した額（学校法人等以外の大学等の設置者にあつては、これに準ずるもの）が零を下回ること。
- (1) 学校法人会計基準別表第三に規定する特定資産、その他の固定資産のうち有価証券並びに流動資産のうち現金預金及び有価証券（以下この号において「運用資産」という。）並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であつて運用資産に準ずるもの
- (2) 学校法人会計基準別表第三に規定する固定負債のうち長期借入金、学校債及び長期未払金並びに流動負債のうち短期借入金、1年以内償還予定学校債、手形債務及び未払金（以下この号において「外部負債」という。）並びに当該学校法人等が追加又は細分した小科目であつて外部負債に準ずるもの
- ハ 直近三年度のいずれにおいても、大学等（短期大学の認定専攻科及び高等専門学校等の認定専攻科を除く。以下この号において同じ。）の収容定員（昼間又は夜間において授業を行う学部、学科又はこれらに準ずるものが通信教育を併せ行う場合の当該通信教育（以下この号において「併設通信教育」という。）に係る収容定員を除く。以下この号及び附則第三条第三項において同じ。）の充足率（五月一日現在における収容定員の数に対する当該大学等に在学する学生等（併設通信教育に係る学生等を除く。）の数の比率をいう。同項において同じ。）が八割未満であること。

（大学等の確認要件の特例）

第四条 第二条第一項第一号の基準に適合しない学部等がその教育上の目的に照らし同号の基準に適合しないことについて合理的な理由があるときは、当該学部等は、同号の基準に適合したものとみなす。

2 大学等の設置者が国立大学法人別表第一の第四欄に定める理事の員数が三人以下である国立大学法人であるときは、第二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「二人以上含まれる」とあるのは「含まれる」とする。

3 大学等の設置者が大学等の設置及び運営を主たる目的とする法人以外の法人又は個人であるときは、第二条第一項第二号の基準に代えて、当該大学等の教育について当該大学等の職員でない者の意見を反映することができる組織（当該組織の設置及び運営を定める規程が作成されているものに限る。）の構成員のうちに、当該

大学等の職員でない者が二人以上含まれることを基準とする。

(確認の申請等)

第五条 大学等の設置者は、法第七条第一項の確認(以下単に「確認」という。)を受けようとするときは、当該確認を受けようとする年度の五月初日から六月末日までに、同項各号に定める者(以下「文部科学大臣等」という。)に対し、様式第一号及び様式第二号の二から様式第二号の四までの申請書(以下「確認申請書」という。)を提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、確認を受けようとする大学等が学校教育法第四条第一項又は同法第百三十条第一項の認可(大学等の設置に係るものに限る。)を受けようとするものであるときは、当該認可を受けた後遅滞なく、確認申請書を提出するものとする。

3 確認大学等の設置者は、毎年六月末日までに、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、第一項の規定により提出した確認申請書に記載した事項についての直近の情報及び次の各号に掲げる事項を記載した確認申請書(第七條第二項及び附則第三条第二項において「更新確認申請書」という。)を提出するものとする。

一 当該確認大学等における前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生(独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成十六年文部科学省令第二十三号。以下「機構省令」という。))第二十三条の四第四項に規定する給付奨学生をいう。以下同じ。の数

二 前年度に第十五条第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び機構省令第二十三条の十第一項の規定により給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

三 前年度に第十五条第三項及び機構省令第二十三条の十第三項の規定により学業成績が不振である旨の警告を受けた者の数

四 前年度に第十八条第一項第四号の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び機構省令第二十三条の十二第一項第四号の規定により給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(聴聞決定予定日の通知)

第五条の二 大学等における修学の支援に関する法律施行令(以下「施行令」という。))第一条

第一項第三号の規定による通知をするときは、法第十三条第二項の規定による検査が行われた日(以下この条において「検査日」という。)から十日以内に、検査日から起算して六十日以内の特定の日を通知するものとする。

(確認の公表)

第六条 法第七条第三項の規定により文部科学大臣等が公表する事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

(確認の通知等)

第七条 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨を当該確認を受けた大学等の設置者に通知するものとする。

2 確認大学等の設置者は、前項の規定により確認をした旨の通知を受け、又は第五条第三項の規定により更新確認申請書を提出したときは、遅滞なく、当該確認に係る確認申請書又は当該更新確認申請書(いずれも様式第二号の二から様式第二号の四までの申請書の部分に限る。)をインターネットの利用により公表するものとする。

(確認要件を満たさなくなった場合等の届出)

第八条 確認大学等の設置者は、法第九条第一項第一号又は第三号に該当することとなったときは遅滞なく、同項第二号に該当することとなったときは当該確認大学等に係る確認を辞退する一年前までに、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

2 法第九条第一項第三号の文部科学省令で定める事項は、確認大学等の名称及び所在地並びにその設置者の名称及び主たる事務所の所在地とする。

(授業料等減免対象者の認定のための選考)

第九条 法第八条第一項の規定による認定(以下「授業料等減免対象者としての認定」という。)は、授業料等減免を受けようとする学生等の申請に基づき、その在学する確認大学等の設置者が次条第一項に規定する選考により行うものとする。

2 前項の場合において、授業料等減免を受けようとする学生等が独立行政法人日本学生支援機構(平成十五年法律第九十四号)第十七条の二第二項の規定により独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から学資支給金の支給対象者として認定を受けた者であると

きは、当該学生等は、次条第一項に規定する選考の結果、その在学する確認大学等の設置者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者とみなす。

3 授業料等減免対象者としての認定は、授業料等減免を受けようとする学生等が日本国籍を有する者又は次の各号のいずれかに該当する者でなければ、行ってはならない。

一 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める法定特別永住者として本邦に在留する者

二 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第二の永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者

三 出入国管理及び難民認定法別表第二の定住者の在留資格をもって本邦に在留する者であつて、同表の永住者又は永住者の配偶者等に準ずるとその在学する学校の長が認めたもの

第十条 授業料等減免を受けようとする者に係る選考(以下単に「選考」という。)は、次の各号のいずれにも該当しない学生等(以下「選考対象者」という。)について行うものとする。

一 過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがある者(次号イ又はロに掲げる者であつて過去に第十五条第一項に規定する授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けたことがないものを除く。)

二 高等学校又は高等専門学校(第一学年から第三学年までに限る。)若しくは専修学校の高等課程(次項第一号イにおいて「高等学校等」という。)を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学(高等学校の第四学年への進級を含む。以下同じ。)した日(次イ又はロに定める日とする。以下この号において同じ。))までの期間が二年を経過した者

イ 第二十條第一号の編入学、同条第二号の入学又は同条第三号の転学(以下この条において「編入学等」という。)をした者であつて、編入学等の前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該編入学等をした日までの期間が一年を経過していないもの

ロ 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者であつて、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの

ロ 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者であつて、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの

確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者であつて、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの

確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者であつて、当該入学前に在学していた確認大学等に在学しなくなった日から当該確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した日までの期間が一年を経過していないもの

確認大学等に入学した日

三 学校教育法施行規則第五十條第一号、第二号又は第四号に該当する者となつた日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

四 機構省令第二十三條の二第二項第二号に規定する認定試験受験資格取得年度の初日から機構省令第二十一條第一項第二号に規定する認定試験合格者(次号において単に「認定試験合格者」という。)となつた日の属する年度の末日までの期間が五年を経過した者(機構省令第二十三條の二第二項第二号に規定する機構確認者(次項第一号において単に「機構確認者」という。)を除く。)

五 認定試験合格者となつた日の属する年度の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過した者

六 学校教育法施行規則第五十條第六号又は同令第八十三條第二号に該当する者であつて、高等学校に在学しなくなった日の翌年度の末日からその在学する確認大学等に入学した日までの期間が二年を経過したもの

七 学校教育法施行規則第五十條第七号又は同令第八十三條第三号に該当する者であつて、その在学する確認大学等に入学した日が二十歳に達した日の属する年度の翌年度の末日より後の日であるもの

八 確認大学等における学業成績が別表第二の上欄に定める廃止の区分に該当する者

九 二以上の確認大学等に在学する学生等にあつては、他の確認大学等において、前条第一項の申請を行っている者

選考は、次の各号に掲げる基準及び方法により行うものとする。

一 選考対象者(前項第二号イ又はロに掲げる者を除く。)のうち選考時において確認大学等への入学後一年を経過していない者にあつ

ては、次のいずれかの基準（認定試験合格者のうち機構確認者にあつては、ロの基準）に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ 高等学校等における各教科に属する科目の学習の状況がおおむね十分満足できるものと総合的に評価されること、当該確認大学等の入学者を選抜するための試験の成績が当該試験を経て入学した者の上位二分の一の範囲に属すること又は認定試験合格者であること。

ロ 将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、当該確認大学等における学修意欲を有することが文書、面談等により確認できること。

二 選考対象者のうち前号に該当しない者にあつては、次のいずれかの基準に該当するかどうかを判定する方法により、特に優れていると認められること。

イ GPA等がその在学する確認大学等（前項第二号イ又はロに掲げる者にあつては、編入学等の前に在学していた確認大学等及び確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校等の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等を含む。ロにおいて同じ。）の学部等（別表第二備考第二号に規定する学部等をいう。）における上位二分の一の範囲に属すること。

ロ 次の（１）及び（２）（災害、傷病その他のやむを得ない事由によりその在学する確認大学等において修得した単位数（単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数。以下この号において同じ。）が標準単位数（別表第二備考第一号に規定する標準単位数をいう。以下この号において同じ。）に満たない者にあつては、（２）に限る。）に該当すること。

（１）その在学する確認大学等において修得した単位数が標準単位数以上であること。

（２）将来、社会で自立し、及び活躍する目標をもって、当該確認大学等における学修意欲を有していることが文書、面談等により確認できること。

三 選考対象者及びその生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入及び資産

の状況について、次に掲げるものがそれぞれ次に定める額に該当するかどうかを判定する方法により、極めて修学に困難があると認められること。

イ 減免額算定基準額（施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額をいう。以下同じ。）五万一千三百円未満

ロ 選考対象者及びその生計維持者が有する資産（現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。以下同じ。）の合計額 二十万円未満（生計維持者が一人の場合にあつては、一千二百五十万円未満）

前項第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者であつて過去に授業料等減免対象者としての認定を受けたことがあるものに係る選考は、それぞれ当該各号に定める確認大学等における学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかを判定する方法により行うものとする。この場合において、当該判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定める廃止の区分に該当しないときは、特に優れていると認められることとする。

一 第一項第二号イに掲げる者 編入学等の前に在学していた確認大学等

二 第一項第二号ロに掲げる者 確認を受けた短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科への入学前に在学していた確認大学等

生計維持者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 選考対象者に父母がいる場合 当該父母

二 選考対象者に父母がいない場合又は選考対象者が次に掲げる者である場合 当該選考対象者（当該選考対象者が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）

イ 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号。ロにおいて「機構法施行令」という。）第八条の二第二項に規定する里親に委託されていた者

ロ 機構法施行令第八条の二第二項に規定する児童養護施設に入所していた者

ハ 機構省令第三十九条各号のいずれかに該当する者

（認定の申請等）

第十一条 授業料等減免を受けようとする学生等は、その在学する確認大学等の定める日まで

に、申請書（以下この条から第十一条の三までにおいて「減免申請書」という。）を当該確認大学等（その者が同時に二以上の確認大学等に在学するときは、これらのうちいずれかの確認大学等）に提出するものとする。

二 前項の場合において、入学金減免を受けようとする学生等は、確認大学等に入学（第二十号第一号の編入学、同条第二号の入学、同条第三号の転学及び同条第五号の三を含む。以下この項、次条及び第十一条の三において同じ。）する前年度又は入学後三月以内の当該確認大学等の定める日までに、減免申請書を当該確認大学等に提出するものとする。

三 確認大学等の設置者は、第一項の規定による減免申請書の提出があつたときは、当該減免申請書を提出した学生等に係る選考を行うものとする。

四 確認大学等の設置者は、前項の規定による選考のために必要があると認めるときは、減免申請書のほか、授業料等減免を受けようとする学生等に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

五 確認大学等の設置者は、選考の結果、選考対象者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者であると認めるときは、授業料等減免対象者としての認定を行うとともに、当該授業料等減免対象者に対し、その旨並びに減免額算定基準額の区分（施行令第二条第一項各号に掲げる区分をいう。）及び授業料等減免の額を通知するものとする。

六 前項の場合において、授業料等減免の額が当該確認大学等の定める授業料等（授業料及び入学金を含む。以下この項において同じ。）の額未満となる場合は、授業料等減免対象者が当該確認大学等に納付すべき授業料等の額を通知するものとする。

七 確認大学等の設置者は、選考の結果、選考対象者が授業料等減免対象者としての認定を行うべき者でないとき、当該選考対象者に対し、その旨を通知するものとする。

八 授業料等減免対象者は、在学中に継続して授業料等減免を受けようとするときは、その在学する確認大学等の定める日までに、授業料等減免に係る継続願（第十八条第一項第六号及び同条第二項第六号において「減免継続願」という。）を当該確認大学等に提出するものとする。

（授業料減免の始期及び終期）

第十一条の二 授業料減免は、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当

該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 確認大学等への入学年度の前年度又は入学後三月以内の確認大学等の定める日までに減免申請書を提出した者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 確認大学等に入学後三月を経過した後の七月から十二月までの当該確認大学等の定める日までに減免申請書を提出した者 当該減免申請書を提出した日の属する年の十月

三 確認大学等に入学後三月を経過した後の一月から六月までの当該確認大学等の定める日までに減免申請書を提出した者 当該減免申請書を提出した日の属する年の四月

（緊急に授業料減免を受けることが必要な授業料等減免対象者に対する授業料減免の始期の特例）

第十一条の三 第十九条第一項第二号に該当する

授業料等減免対象者に対する授業料減免は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める月分から授業料減免を行うべき事由が消滅した日の属する月分まで行うものとする。

一 第十九条第一項第二号に規定する事由が生じた日（以下「事由発生日」という。）が入学前であり、入学後三月以内の日までに減免申請書を提出した者 当該確認大学等に入学した日の属する月

二 事由発生日が入学前であり、入学後三月を経過して減免申請書を提出した者 当該減免申請書を提出した日の属する月

三 事由発生日が入学後である者 当該減免申請書を提出した日の属する月

第十二条 確認大学等は、学年（短期大学（修業年限が二年のものに限り、認定専攻科を含む。）

、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が二年以下のものに限る。））（第十六条第二号において「短期大学等」という。）については、学年の半期（以下「半期」という。）については、学年の半期（以下「半期」という。）については、学業成績が別表第二に定める基準に該当するかどうかの判定（以下「適格認定における学業成績の判定」という。）を行うものとする。

（授業料等減免対象者の学業成績の判定）

(授業料等減免対象者等の収入額及び資産額等の判定等)

第十三条 確認大学等は、毎年、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当するかどうかの判定並びに当該減免額算定基準額にに応じた授業料減免の額の判定（以下「適格認定における収入額・資産額等の判定」という。）を行うものとする。

2 第十九条第一項第二号に掲げる場合に行う授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額が第十条第二項第三号イに定める額に該当するかどうかの判定及び当該減免額算定基準額に応じた授業料減免の額の判定は、事由発生日の属する年の翌々年に前項の規定により適格認定における収入額・資産額等の判定が行われるまでの間は、前項の規定にかかわらず、三月ごと（事由発生日から起算して十五月を経過した後にあつては、一年ごと）に行うものとする。

3 確認大学等は、授業料等減免対象者に対し、確認大学等が定めるところにより、適格認定における収入額・資産額等の判定のために必要な書類の提出を求めることができる。

4 第一項及び第二項の場合において、機構省令第二十三条の七第一項及び第二項の規定により機構が適格認定における収入額・資産額等の判定を行った者については、第一項及び第二項の規定により当該確認大学等が適格認定における収入額・資産額等の判定を行った者とみなす。

5 確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者に対し、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果を通知するものとする。

(授業料減免の額の変更)

第十四条 確認大学等の設置者は、適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、毎年十月に当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

2 確認大学等の設置者は、前条第二項の規定による判定の結果、授業料等減免対象者の授業料減免の額を変更すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該判定を行った日の属する月に、当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

3 確認大学等の設置者は、前二項に定めるもののほか、授業料等減免対象者の授業料減免の額

を変更すべき事由が生じたときは、当該事由が生じた日の前日の属する月の翌月に、当該授業料減免の額の変更を行うものとする。

(生計維持者の変更等の届出)

第十四条の二 授業料等減免対象者は、その生計維持者の変更又は国籍若しくは在留資格の変更若しくは在留期間の更新があつたときは、確認大学等が定めるところにより、当該変更又は更新のあつた事項を確認大学等に届け出るものとする。

(認定の取消し等)

第十五条 確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定を取り消すものとする。

一 偽りその他の不正の手段により授業料等減免を受けたとき。

二 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が別表第二の上欄に定める廃止の区分に該当するとき。

三 確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する退学又は停学（期間の定めのないもの又は三月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたとき。

2 確認大学等の設置者は、前項の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、その者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

3 確認大学等は、適格認定における学業成績の判定の結果、当該学業成績が別表第二の上欄に定める警告の区分に該当するときは、当該授業料等減免対象者に対し、学業成績が不振である旨の警告を行うものとする。

第十六条 授業料等減免対象者が次の各号のいずれかに該当するものとして確認大学等の設置者が当該授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力が当該各号に定める日に遡って失われるものとする。

一 前条第一項第一号又は第三号に該当するとき 当該各号に該当するに至つた日の属する学年の初日

二 前条第一項第二号に該当するもののうち学業成績が著しく不良であると認められるものであつて、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められないとき 当該学業

成績に係る学年の初日（短期大学等にあつては、当該学業成績に係る学年の半期の初日）

第十七条 確認大学等の設置者は、第十五条第一項及び前条の規定により授業料等減免対象者としての認定を取り消したときは、遅滞なく、当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に対し、当該取消しの年月日並びに当該取り消された者の人数及び授業料等減免の額の合計額を届け出なければならない。

(認定の効力の停止等)

第十八条 授業料等減免対象者が次のいずれかに該当するときは、授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されるものとする。

一 日本国籍を有しなくなり、第九条第三項各号のいずれにも該当しないとき（出入国管理及び難民認定法第二十二條の二第一項の規定により本邦に在留することができず期間内に第九条第三項各号に該当することとなつた者を除く。）

二 日本国籍を有せず、第九条第三項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。

三 確認大学等から休学を認められたとき。

四 確認大学等から学校教育法施行規則第二十六条第二項に規定する停学（三月未満の期間のものに限る。）次項第三号において同じ。）又は訓告の処分を受けたとき。

5 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が別表第二の上欄に定める停止の区分に該当するとき。

6 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ又はロに定める額に該当しなくなつたとき。

7 第十一条第八項に規定する確認大学等の定める日までに減免継続願をその在学する確認大学等に提出しないとき。

8 確認大学等の定める日までに第十三条第三項の規定により提出を求められた書類をその在学する確認大学等に提出しないとき。

9 確認大学等の定める日までに第十四条の二の規定による届出をその在学する確認大学等に対し行わないとき。

10 前九号に掲げる場合のほか、授業料等減免対象者としての認定の効力の停止について、授業料等減免対象者から申出があつたとき、前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止された授業料等減免対象者

であつて次の各号に掲げる者がそれぞれ当該各号に該当すると認められるときは、当該授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されるものとする。

一 前項第一号又は同項第二号に該当する者 日本国籍を有することとなつたとき又は第九条第三項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二 前項第三号に該当する者 確認大学等から復学を認められたとき。

三 前項第四号に該当する者のうち停学の処分を受けたもの 当該停学の処分を受けた日から当該停学の期間（当該停学の期間が一月未満の場合にあつては、一月）を経過したとき。

四 前項第四号に該当する者のうち訓告の処分を受けたもの 当該訓告の処分を受けた日から一月を経過したとき。

5 前項第五号に該当する者 同号に該当した後の最初に行われる適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が別表第二の上欄に定める廃止又は警告の区分に定める基準に該当しないこととなつたとき。

6 前項第六号に該当する者 適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなつたとき。

7 前項第七号に該当する者 減免継続願をその在学する確認大学等に提出したとき。

8 前項第八号に該当する者 第十三条第三項の規定による書類をその在学する確認大学等に提出したとき。

9 前項第九号に該当する者 届出事項（第十四条の二に規定する事項をいう。）をその在学する確認大学等に届け出たとき。

10 前項第十号に該当する者 授業料等減免対象者としての認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者から申出があつたとき。

3 確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号に該当するときは、その者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

一 第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたとき。

二 前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたとき。

4 第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止され、又は第二項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたときは、当該停止又はその解除の日の前日の属する月の翌月から、授業料減免を停止又は再開するものとする。

5 前項の規定により授業料減免が停止された月から同項の規定により授業料減免が再開された月の前月までの月数は、施行令第三条第一項各号に定める月数に計算するものとする。ただし、第一項第三号（同号及び同項第四号のいずれにも該当するものを除く。）の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたときは、当該通算をしないものとする。（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の施行地に住所を有しない場合

二 生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けること（既に授業料等減免対象者としての認定を受けている学生等にあつては、授業料減免の額を変更すること）が必要となった場合

三 選考対象者又は授業料等減免対象者が確認大学等に入学した日前一年以内に離職したことにより、授業料等減免を受けようとする年の収入の著しい減少が見込まれる場合（当該離職の日の属する年度又はその翌年度において市町村民税の所得割を課されている場合に限る。）

2 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあつては、零とする。）

一 施行令第二条第二項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額に準ずるものとして適切と認められるもの

二 施行令第二条第二項第二号に規定する控除する額に準ずるものとして適切と認められるもの

（施行令第三条第一項第一号の文部科学省令で定める月数）

第十九条の二 施行令第三条第一項第一号の二十四月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、二十四月とする。ただし、認定専攻科に入学した日の属する月と授業料等減免を初めて受ける月が異なる場合は、二十四月から、認定専攻科に入学した日の属する月から授業料等減免を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

2 施行令第三条第一項第一号の四十八月を超えない範囲で文部科学省令で定める月数は、四十八月とする。ただし、専門学校に入学した日の属する月と授業料等減免を初めて受ける月が異なる場合は、四月月から、専門学校に入学した日の属する月から授業料等減免を初めて受ける月の前月までの月数を控除した月数とする。

第二十条 施行令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める者は、過去に授業料等減免を受けたことがある者のうち次の各号に掲げる者とする。

一 学校教育法第八十八条第九項、第二百二十二条又は第三百二十二条の規定により編入学した者

二 確認大学等（確認を受けた専門学校を除く。以下この号において同じ。）に在学した者（確認大学等を卒業又は修了した者を除く。）で引き続き確認を受けた専門学校（修業年限が一年のものを除く。）の第二学年以上に入学者

三 確認大学等の相互の間（学校の種類が同一のものに限る。）で転学した者

四 同一の確認大学等において、学部等の相互の間で転籍した者

五 短期大学の認定専攻科又は高等専門学校の認定専攻科に入学した者

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条 この省令を施行するために必要な確認の手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

（令和元年度における確認要件の特例等）

第三条 令和元年度における確認申請書の提出の

時において、第二条第一項第二号又は第四条第三項の基準に適合していない大学等が令和二年四月一日までに当該基準に適合することが確実に見込まれるものであるときは、当該大学等は、当該基準に適合したものとみなす。

2 令和元年度における確認申請書の提出の時にあって、第二条第一項第四号に規定する評価の結果を公表していないことにより同号の基準に適合しない専門学校が令和二年度における更新確認申請書の提出の時までに当該評価の結果の公表を確実に実施すると見込まれるものであるときは、当該専門学校は、当該基準に適合したものとみなす。

3 専門学校（第三条第一号に規定する国又は地方公共団体が設置するものを除く。）に係る確認に当たっては、令和五年度までの間、第三条第二号ハの基準に代えて、直近の三年度のいずれにおいても、専門学校が収容定員の充足率が次に掲げる年度ごとに当該各号で定める割合未満であることを基準とする。

一 平成二十九年次から令和二年度まで 六割未満

二 令和三年次 七割未満

三 令和四年度及び令和五年度 八割未満

4 令和元年度において確認を受けようとする大学等の設置者に係る第五条第一項の規定の適用については、「五月初日から六月末日までに」とあるのは、「文部科学大臣等が定める日までに」とする。

（令和三年次における減免額算定基準額の算定の特例）

第四条 施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、令和三年四月から九月までの間は、第十九条第一項各号に掲げる場合のほか、選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が令和二年度分の施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において次のいずれかに該当する者であつた場合とする。

一 婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、

事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

二 婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないものうち、その者と生計を一にする子（他の者の地方税法第二百九十二条第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族とされている者を除く。）で令和元年の同法第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が四十八万円以下であるものを有し、かつ、令和元年の合計所得金額が五百万円以下であるもの

2

前項の場合における施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定めるところにより算定した額は、第十九条第二項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合にあつては零とし、その額に百円未満の端数がある場合にあつてはこれを切り捨てた額）（同項本文に規定する市町村民税の所得割を課することができない者に準ずるものと認められる場合にあつては、零）とする。

一 施行令第二条第二項第一号に規定する合計額に百分の六を乗じた額から一万八千円を控除した額

二 施行令第二条第二項第二号に規定する控除する額

附 則 （令和二年三月六日文部科学省令第二号）

この省令は、大学等における修学の支援に関する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。ただし、第十九条第一項に第三号を加える改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年二月一九日文部科学省令第七号）

(施行期日)
第一条 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この省令を施行するために必要な判定の手続その他の行為は、この省令の施行前においても行うことができる。

附 則 (令和四年九月三〇日文科科学省令第三四号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三十一日文科科学省令第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

(授業料等減免対象者としての認定に係る特例)
第二条 令和二年十月一日から令和五年九月三十日までの間に、適格認定における学業成績の判定(大学等における修学の支援に関する法律施行規則第十二条に規定する適格認定における学業成績の判定をいう。以下この条において同じ。)の結果、第一条による改正前の同令別表第二廃止の項第四号に掲げる基準に該当したことににより授業料等減免対象者としての認定を取り消された者(同時に同項第一号から第三号までに掲げる基準のいずれかに該当した者及び同時に同表警告の項第一号又は第三号に掲げる基準に該当した者を除く。)が、当該適格認定における学業成績の判定に係る学年(同令第十二条に規定する短期大学等に在学する者にあつては、学年の半期。以下同じ。)の次の学年の学業成績(以下この条において「再認定のための学業成績」という。)が同表の廃止及び警告の区分のいずれにも該当しない場合において、再認定のための学業成績の判定に係る学年の次の学年において同令第十条第一項に規定する選考を受けようとするときは、同項第一号及び第八号の規定は、適用しない。

2 前項の選考を行う場合には、再認定のための学業成績が大学等における修学の支援に関する法律施行規則別表第二に定める基準に該当しないことをもって、同令第十条第二項第二号に掲げる基準を満たしたものとみなす。

別表第一 実務の経験を有する教員が担当する授業科目等に係る単位数又は授業時数の基準数(第二条関係)

区分	基準数	大学等(次項に掲げるものを除く。)	短期大学	高等専門学校	専門学校	単位制による昼間学科	単位制による夜間学科	単位制による夜間等学科及び通信制の学科
大学部等(次項に掲げるものを除く。)	一三単位	医学、歯学、薬学(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに限る。)及び獣医学関係の学部等	修業年限二年 七単位	修業年限三年 一〇単位	修業年限二年 四単位	修業年限二年 七単位	修業年限二年 八〇単位	修業年限二年 三単位
短期大学	七単位	修業年限二年	修業年限二年 四単位	修業年限二年 七単位	修業年限二年 七単位	修業年限二年 三単位	修業年限二年 三単位	修業年限二年 四単位
高等専門学校	七単位	修業年限二年	修業年限二年 四単位	修業年限二年 七単位	修業年限二年 七単位	修業年限二年 三単位	修業年限二年 三単位	修業年限二年 四単位
専門学校	七単位	修業年限二年	修業年限二年 四単位	修業年限二年 七単位	修業年限二年 七単位	修業年限二年 三単位	修業年限二年 三単位	修業年限二年 四単位
単位制による昼間学科	七単位	修業年限二年	修業年限二年 四単位	修業年限二年 七単位	修業年限二年 七単位	修業年限二年 三単位	修業年限二年 三単位	修業年限二年 四単位
単位制による夜間学科	八〇単位	修業年限二年	修業年限二年 四単位	修業年限二年 七単位	修業年限二年 七単位	修業年限二年 三単位	修業年限二年 三単位	修業年限二年 四単位
単位制による夜間等学科及び通信制の学科	三単位	修業年限二年	修業年限二年 四単位	修業年限二年 七単位	修業年限二年 七単位	修業年限二年 三単位	修業年限二年 三単位	修業年限二年 四単位

別表第二 適格認定における学業成績の基準(第十条、第十二条及び第十五条関係)

修業年限三年	六単位
修業年限四年	七単位
修業年限五年	九単位

区分

廃止

学業成績の基準

次の各号のいずれかに該当すること(災害、傷病その他のやむを得ない事由によつて該当することとなった場合を除く。)
一 修業年限で卒業又は修了できなかったことが確定したこと。
二 修得した単位数(単位制によりない専門学校にあつては、履修科目の単位時間数。以下本表において同じ。)の合計数が標準単位数の五割以下であること。
三 履修科目の授業への出席率が五割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。
四 警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(停止の区分に該当する場合を除く。)

警告
停止
警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること(二回の警告が警告の項第二号に掲げる基準のみに該当することによる場合に限り、連続して三回該当する場合を除く。)
次の各号のいずれかに該当すること(災害、傷病その他のやむを得ない事由によつて該当することとなった場合を除く。)
一 修得した単位数の合計数が標準単位数の六割以下であること(廃止の項第二号に掲げる基準に該当するものを除く。)
二 GPA等が学部等における下位四分の一の範囲に属し、次のいずれにも該当しないこと。
イ 授業料等減免対象者の在学する確認大学等の正規の修業年限を満たすまでに、その取得が当該確認大学等における学修

の成果を評価するにふさわしい資格等であつて職業に密接に関連するものを取得する能力につき高い水準を満たすと見込まれること。
ロ 満十八歳となる日の前日において児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者、同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者又は機構省令第三十九条に掲げる者であつて、履修科目の授業への出席率が高いことその他の学修意欲が高い状況にあると認められること。
三 履修科目の授業への出席率が八割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること(廃止の項第三号に掲げる基準に該当するものを除く。)

備考

一 この表における「標準単位数」とは、次のいずれか少ない数をいう。
イ 確認大学等が卒業又は修了の要件として修得することを定める単位数(単位制によらない専門学校にあつては、単位時間数)を修業年限の年数(大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)第三十条の二、短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第十六条の二、専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第二十七条、専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)第二十四条及び専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)第二十五条の規定により、確認大学等が修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを認めた学生等にあつては、当該確認大学等が認めた期間)で除した数に、学生等が在学した期間の年数(その期間に休学期間が含まれるときは、当該休学期間(当該休学期間が一年未満の場合にあつては、その月数(一月未満の場合にあつては、一月)を十二で除した数と

格式原 1 号 (含公文格式 1 号、2 号)

[illegible][illegible][illegible]

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号の1―①【(1) 実務経験のある教員等による授業科目の配置】

様式第2号の1―①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】
※大学・短大・専門学校・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1―②を用いること。

学校名									
設置学科									
1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の表									
学級名	学科名	専攻・専修科目名	学級編成のある専攻・専修科目名		専攻・専修科目名	専攻・専修科目名	専攻・専修科目名	専攻・専修科目名	専攻・専修科目名
			専攻・専修科目名	専攻・専修科目名					
(備考)									
2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の記載方法									
3. 要件を満たすことが困難である学級等									
学級等名									
(記載できる範囲)									

様式第2号の1―②【(1) 実務経験のある教員等による授業科目の配置】

様式第2号の1―②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】
※専門学校は、この様式を用いること。大学・短大・専門学校・高等専門学校は、様式第2号の1―①を用いること。

学校名									
設置学科									
1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の表									
学級名	学科名	専攻・専修科目名	学級編成のある専攻・専修科目名		専攻・専修科目名	専攻・専修科目名	専攻・専修科目名	専攻・専修科目名	専攻・専修科目名
			専攻・専修科目名	専攻・専修科目名					
(備考)									
2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の記載方法									
3. 要件を満たすことが困難である学級									
学級名									
(記載できる範囲)									

様式第2号の2―①【(2) 学外者である理

様式第2号の2―①【(2)学外者である理

① 独立文芸人・独立行政法人独立高等専門学校理事・公益文芸人・学校法人・専門学校法人は、この様式を用いること。これらは以下の設置者、様式第2号の2―②を用いること。

学校名			
設置学科			
1. 設置(設置) 設置の記載方法			
2. 学外者である理			
学級・専修科目名	設置(設置)	設置	設置(設置) 設置(設置)
(備考)			

様式第2号の2―②【(2) 外部の意見を反映することがで

様式第2号の2―②【(2)外部の意見を反映することがで

① 独立文芸人・独立行政法人独立高等専門学校理事・公益文芸人・学校法人・専門学校法人は、この様式を用いること。これらは以下の設置者、様式第2号の2―②を用いること。

学校名			
設置学科			
1. 大学等の設置について外部人材の意見を反映することがで			
2. 外部人材である理			
学級・専修科目名	設置(設置)	設置	設置(設置) 設置(設置)
(備考)			

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)	
卒業の認定に関する方針の公表方法	

[illegible]

①入学者の数、授業参加及び修学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに修学者数及び修業修了者の数並びに修業者数の状況に関すること

学年等	入学者の数	授業参加及び修学する学生の数	卒業又は修了した者の数	修学者数	修業修了者の数
入学年	100	100	100	100	100
合計	100	100	100	100	100

(備考)

②入学者の数、授業参加及び修学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに修学者数及び修業修了者の数並びに修業者数の状況に関すること

学年等	入学者の数	授業参加及び修学する学生の数	卒業又は修了した者の数	修学者数	修業修了者の数
入学年	100	100	100	100	100
合計	100	100	100	100	100

(備考)

③入学者の数、授業参加及び修学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに修学者数及び修業修了者の数並びに修業者数の状況に関すること

学年等	入学者の数	授業参加及び修学する学生の数	卒業又は修了した者の数	修学者数	修業修了者の数
入学年	100	100	100	100	100
合計	100	100	100	100	100

(備考)

④入学者の数、授業参加及び修学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに修学者数及び修業修了者の数並びに修業者数の状況に関すること

学年等	入学者の数	授業参加及び修学する学生の数	卒業又は修了した者の数	修学者数	修業修了者の数
入学年	100	100	100	100	100
合計	100	100	100	100	100

(備考)

⑤入学者の数、授業参加及び修学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに修学者数及び修業修了者の数並びに修業者数の状況に関すること

学年等	入学者の数	授業参加及び修学する学生の数	卒業又は修了した者の数	修学者数	修業修了者の数
入学年	100	100	100	100	100
合計	100	100	100	100	100

(備考)

⑥入学者の数、授業参加及び修学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに修学者数及び修業修了者の数並びに修業者数の状況に関すること

学年等	入学者の数	授業参加及び修学する学生の数	卒業又は修了した者の数	修学者数	修業修了者の数
入学年	100	100	100	100	100
合計	100	100	100	100	100

(備考)

